

# 各項目ごとの相対的分析表

## 【分析の見方】

- ①分析は、現状より改善されるもの◎、現状○、現状より悪化するもの△の3段階。
- ②単純な相対分析であり、分析に重み付けがなく、絶対的なものではない。
- ③分析は、方向性（たたき台）の実現性を加味したものではない。
- ④分析結果から方向性（たたき台）を誘導するものではない。
- ⑤分析は、公社営林と県営林を含めたトータル分析。
- ⑥不採算林廃止後の管理は土地所有者が行うこととして分析。
- ⑦方向性（たたき台）は、下記のものだけでなく、他にも存在する可能性有り。

## I 存続の場合

No.1

項目			方向性（たたき台）											
			1 現状存続		2 拡大存続 (県営林との一元化)		3 縮小存続 (採算林のみ継続)		4 共同経営化（民間企業との業務提携）					
			コメント		分析		コメント		分析		全事業継続		採算林のみ継続	
			コメント	分析	コメント	分析	コメント	分析	コメント	分析	コメント	分析		
1	県民負担 (今後の経費)	県債権の回収見込み	第9期経営計画（変更）では、債権回収不能額29億円	○	現状存続と同等	○	不採算林の債権回収不能確定	○	回収不能額減額の可能性	○	不足額減額の可能性	○		
		経営体制 (人件費、事業費等)	現状	○	一元化によるコスト縮減	◎	不採算林廃止によるコスト縮減	◎	民営化によるコスト縮減	◎	民営化によるコスト縮減 不採算林廃止によるコスト縮減	◎		
		国の支援（特別交付税）	現状	○	県からの貸付金の増額による特別交付税の増	◎	現状と同じ	○	現状と同じ	○	現状と同じ	○		
2	資金調達	公庫等への繰上償還	現状	○	現状と同じ	○	不採算林廃止による繰上償還の発生	△	現状と同じ	○	不採算林廃止による繰上償還の発生	△		
		三セク推進債活用の可否	現状	○	現状と同じ	○	不採算林廃止に係る三セク債の活用による金利軽減	◎	現状と同じ	○	不採算林廃止に係る三セク債の活用による金利軽減	◎		
		県債権の代物弁済に係る消費税	不用	○	不用	○	不用	○	不用	○	不用	○		
3	新公益法人への 対応及び公益的 機能の発揮	収支相償	現状	○	現状と同じ	○	不採算廃止による収支相償	◎	民営化による収支相償	◎	民営化、採算林の廃止による収支黒字化	◎		
		造成した森林の管理	現状	○	現状と同じ	○	土地所有者による不採算林の管理の困難性	△	現状と同じ	○	土地所有者による不採算林の管理の困難性	△		
		伐採後の管理	現状	○	現状と同じ	○	現状と同じ	○	現状と同じ	○	現状と同じ	○		
4	木材の安定供給	供給量	現状	○	現状と同じ	○	採算林に限定	△	市場の需要量に対応可能	◎	採算林に限定	△		
		供給体制	現状	○	現状と同じ	○	採算林に限定	△	市場の需要量に対応した供給体制	◎	市場の需要量に対応した供給体制	◎		
5	土地所有者への 対応	土地所有者の理解	現状	○	県営林の土地所有者の理解	△	不採算林の廃止に係る土地所有者の理解	△	現状と同じ	○	民営化、不採算林の廃止に係る土地所有者の理解	△		
		契約変更等事務	現状	○	県営林の土地所有者への対応	△	不採算林の廃止に係る土地所有者への対応	△	現状と同じ	○	民営化、不採算林の廃止に係る土地所有者への対応	△		
総合評価		主なメリット	現状では、9期経営計画（H19策定）により、29億円の回収不能が見込まれ、経営改革が必要となっている。	・ 県営林の公社による一元管理によるコスト縮減		・ 収支均衡した経営体質に改善 ・ 3セク債の活用による有利子負債の軽減		・ 民間による採算性を重視した経営による赤字幅の縮小又は収支均衡		・ 民間による採算性を重視した経営と不採算林の廃止による収支均衡又は黒字化 ・ 3セク債の活用による有利子負債の軽減				
		主なデメリット		・ 県営林との一元管理による不採算林の拡大 ・ 県行造林の公社営林化に係る土地所有者との契約変更		・ 不採算林の廃止（契約解除）に係る土地所有者対応 ・ 不採算林の土地所有者による管理体制		・ 共同経営する民間企業の有無と選択方法 ・ 民間との共同経営に係る土地所有者への対応		・ 共同経営する民間企業の存在と選択方法 ・ 民間との共同経営に係る土地所有者への対応 ・ 不採算林の契約解除に係る土地所有者対応				

# 各項目ごとの相対的分析表

## 【分析の見方】

- ①分析は、現状より改善されるもの◎、現状○、現状より悪化するもの△の3段階。
- ②単純な相対分析であり、分析に重み付けがなく、絶対的なものではない。
- ③分析は、方向性（たたき台）の実現性を加味したものではない。
- ④分析結果から方向性（たたき台）を誘導するものではない。
- ⑤分析は、公社営林と県営林を含めたトータル分析。
- ⑥不採算林廃止後の管理は土地所有者が行うこととして分析。
- ⑦方向性（たたき台）は、下記のものだけでなく、他にも存在する可能性有り。

## Ⅱ 廃止の場合

No.2

項目			方向性（たたき台）											
			1 完全民営化（公社に代わる民間企業による経営）				2 全部県営林化		3 一部県営林化		4 事業廃止			
			全事業継続		採算林のみ継続		コメント	分析	コメント	分析	コメント	分析	コメント	分析
			コメント	分析	コメント	分析								
1	県民負担 （今後の経費）	県債権の回収見込み	回収不能額減額の可能性	○	回収不能額減額の可能性	○	現状存続と同等	○	現状存続と同等	○	事業廃止による回収不能額の確定	△		
		経営体制 （人件費、事業費等）	民営化によるコスト縮減	◎	民営化によるコスト縮減 不採算林廃止によるコスト縮減	◎	県営林化によりコスト増の可能性	△	県営林化によりコスト増の可能性	△	廃止により経費不用	◎		
		国の支援（特別交付税）	現状と同じ	○	現状と同じ	○	利子補給に対する特別交付税無し	△	利子補給に対する特別交付税無し	△	事業廃止により国の支援縮小	△		
2	資金調達	公庫等への繰上償還	現状と同じ	○	不採算林廃止による繰上償還の発生	△	県営林化による繰上償還の発生	△	県営林化による繰上償還の発生	△	県営林化による繰上償還の発生	△		
		三セク推進債活用の可否	不採算林の有利子負債の県承継	◎	不採算林廃止に係る三セク債の活用による金利軽減	◎	三セク推進債の活用	◎	不採算林廃止に係る三セク債の活用による金利軽減	◎	三セク推進債の活用による金利軽減	◎		
		県債権の代物弁済に係る消費税	不用	○	不用	○	県貸付金の代物弁済にともなう消費税の発生	△	県貸付金の代物弁済にともなう消費税の発生	△	不用	○		
3	新公益法人への 対応及び公益的 機能の発揮	収支相償	民営化による収支相償	◎	民営化、不採算林の廃止による収支黒字化	◎	該当無し	—	該当無し	—	該当無し	—		
		造成した森林の管理	採算性による管理の選択	△	採算性による管理の選択 不採算林の土地所有者による管理の困	△	現状と同じ	○	土地所有者による不採算林の管理の困難性	△	土地所有者による管理の困難性	△		
		伐採後の管理	現状と同じ	○	現状と同じ	○	現状と同じ	○	土地所有者による不採算林の管理の困難性	△	土地所有者による管理の困難性	△		
4	木材の安定供給	供給量	市場の需要量に対応可能	◎	採算林に限定	△	現状と同じ	○	減少の可能性	△	所有者による管理の困難性	△		
		供給体制	市場の需要量に対応した供給体制	◎	市場の需要量に対応した供給体制	◎	現状と同じ	○	現状と同じ	○	所有者による管理の困難性	△		
5	土地所有者への 対応	土地所有者の理解	完全民営化に係る土地所有者の理解	△	完全民営化、不採算林の廃止に係る土地所有者の理解	△	県営林化に係る土地所有者の理解	△	県営林化、不採算林の廃止に係る土地所有者の理解	△	廃止に係る土地所有者の理解	△		
		契約変更等事務	完全民営化に係る土地所有者への対応	△	完全民営化、不採算林の廃止に係る土地所有者への対応	△	県営林化に係る土地所有者への対応	△	県営林化、不採算林の廃止に係る土地所有者への対応	△	廃止に係る土地所有者への対応	△		
総合評価		主なメリット	・民間経営による経営感覚の導入により、赤字幅の縮小又は収支均衡 ・不採算林の負債を県が引き取ることで、3セク債の活用可能		・民間経営による経営感覚の導入と不採算林の廃止による収支均衡又は黒字化 ・3セク債の活用による有利子負債の軽減		・公共性を重視した経営 ・3セク債の活用による有利子負債の軽減		・公共性を重視した経営 ・3セク債の活用による有利子負債の軽減		・今後の森林管理が不要 ・3セク債の活用による有利子負債の軽減			
		主なデメリット	・完全民営化の対象となる企業の存在と選択 ・完全民営化に係る土地所有者との契約変更 ・完全民営化に係る土地所有者との契約変更		・完全民営化の対象となる企業の存在と選択 ・完全民営化に係る土地所有者との契約変更 ・契約変更、不採算林の契約解除に係る土地所有者対応		・代物弁済にともなう消費税の課税 ・高い人件費での事業継続		・不採算林の代物弁済にともなう消費税の課税 ・高い人件費での事業継続 ・不採算林の契約解除に係る土地所有者対応		・既往債務の無価値化 ・代物弁済による消費税の課税 ・契約解除に係る土地所有者対応の困難性 ・行政庁としての森林管理放棄問題			